

パブリックコメント実施結果について

〔資料No. 3〕

意見募集期間 令和3年2月16日（火）～令和3年3月15日（月）

意見提出者 6名

提出意見数 52件

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
1	1		2月23日	全体	教育委員会内の最上位計画を一度の委員会開催で策定したことについて残念に思う。審議は十分だったか。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、本計画の上位計画である第6次日進市総合計画の策定の遅れもあり、当初予定していたスケジュールから遅れて策定しています。</p> <p>現計画である日進市教育振興基本計画は、計画期間を第5次日進市総合計画の計画期間の終期に合わせて2013年度から2020年度までの8年間とし、次期計画において、第6次日進市総合計画の計画期間と一致させることとしております。第6次日進市総合計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間となっておりますので、本計画も同様に、2021年度を始期とするため、今年度中の策定が必要と考えております。</p> <p>また、本計画は、第6次日進市総合計画における施策体系と整合性を図って策定することとしており、委員会においては第6次日進市総合計画策定における審議状況を踏まえて審議検討をしております。委員会としては1回の対面による会議の開催に加え、各委員に対し書面による意見聴取を実施し、出された意見を本計画に反映しています。</p> <p>なお、教育振興基本計画は、計画の中間年度に検証を実施し、必要に応じて見直しをすることとしており、本計画では、5年目の2025年度に行うことを想定しております。社会情勢や教育に関わる動向に大きな変化等が生じる場合については、必要に応じて見直しを行うこととなります。</p>
2	1		2月23日	全体	生涯学習の視点を重視した内容と感じる。子ども・若者育成支援計画を策定していない本市の状況で、本計画案にも困難を抱える子ども・若者に関する施策の記述が見られないが、どのように支援を行っていくのか。本計画に記載する必要があるのではないか。第二期子ども・子育て支援事業計画でもふれておらず、この課題についてどこが所管しどの計画にもとづき展開していくのか。	<p>教育振興基本計画は、子どもや若者を中心とした学校教育だけでなく、全世代を対象に、教育に関する施策を定めた計画となります。</p> <p>困難を抱える子ども・若者に関する施策については、対象者や状況により様々な困難が想定されることから、本計画においては「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」や「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」において包含して記述しております。個に応じた教育体制の充実、家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実などの各施策を推進する中で、具体的な事業に反映して実施してまいります。</p> <p>また、他の計画等に基づき進められている、保健、福祉、医療等の各種施策との連携を図り、本計画の推進に努めてまいります。</p>
3	1	6	2月23日	目指す人物像1	夢や志をもつこと、未来を自ら切り拓くことができるのは、その原動力が育成されていてこそできることだというのは記述のとおり。誰も取り残さずその原動力を育成するために必要なのが、国の基本方針にもある「学びのセーフティネットの構築」であるため、「環境を整えます。」の前に「学びのセーフティネット」と追記する。	<p>国の基本方針にもある「学びのセーフティネット」は、子どもの学びを保障することを主な目的としており、いじめ問題や、貧困対策が中心となっています。本計画の目指す人物像としては、子どもの学びの保障はもちろんですが、生涯にわたりどの世代でも必要な学習を通じて、自らの人生を選択し、切り拓いていく原動力を育成することができる環境づくりを目指しているため、「学びのセーフティネット」の追記は控えさせていただきます。</p> <p>なお、いじめ問題や、貧困対策に関する施策については、本計画においては「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」や「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」において包含して記述しております。個に応じた教育体制の充実、家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実などの各施策を推進する中で、具体的な事業に反映して実施してまいります。</p>
4	1	6	2月23日	目指す人物像3	「これからの日進市を担っていく自覚をもって活動することができるよう」というのは強制感が強い。子ども条例のある日進市として子どもの意思を尊重するまちであることが伝わるよう、この文言は削除する。	<p>教育振興基本計画は、子どもや若者を中心とした学校教育だけでなく、全世代を対象に、教育に関する施策を定めた計画となります。</p> <p>ここでは、子どもだけでなく、全世代の方にとっても心よりどころとして日進市を身近に感じ、自身がこのまちを形成する一員としてとらえ、このまちを大切に思う心を育みたいとの趣旨から、ご意見も踏まえ、「これからの日進市を担っていく自覚をもって活動することができるよう」という記述は、「これからの日進市を形づくる一員として愛着をもって活動することができるよう」と修正します。</p>

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
5	1	10	2月23日	重点項目（2）特別支援教育の充実	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、今後10年間にどのように進めていくのかの記述がないのはなぜか。日進市は構築しない方向なのか。特別支援教育の推進は、構築のための過渡期的な施策と考える。そこからどう移行していくのか10年先の目指す姿はどのようなか。策定委員会でどのような議論があったか。	インクルーシブ教育システム（※）の推進等については、文部科学省や愛知県の教育振興基本計画においても課題とされ、本市においても同様にとらえております。 インクルーシブ教育につながる取り組みとして、現在、特別支援学級の児童生徒は、交流学級として通常学級で授業を受けたり、校外学習や運動会などの行事と一緒に参加しています。今後ともこのような特別支援教育を推進する中で、特別支援教育に係る課題を検証し、インクルーシブ教育につながるよう努めてまいります。 ※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子供とない子供が共に学ぶ仕組み。
6	1	10	2月23日	重点項目（3）情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	主な事業「子どもの学びや教員を支えるICT環境の充実」について 特別支援学級在籍の児童生徒に対するタブレット端末と教材ソフト導入の状況はどのようなか。個々の状態に応じた端末、教材を選定可能か。	タブレット端末及び教材ソフトにつきましては、通常学級と特別支援学級は同様に整備しております。今後、ICT環境を活用した学習を進める中で、個々の状況により必要な対応を検討していくものと考えています。
7	1	12	2月23日	重点項目（5）学びを支援する体制の充実	主な事業「子どものまちの開催」について 毎年実施となるのか。当初キャリア教育の位置づけとなっていたが、子ども条例の位置づけに変更するのか。	「子どものまち」は、未来をつくる子ども条例の趣旨に則る事業であるとともに、キャリア教育事業の一環として、継続実施してまいります。
8	1	16	2月23日	重点項目（8）地域学校協働活動の推進	地域学校協働本部の運営・地域学校協働活動について 地域福祉計画で2025年4月までに旧中学校区（3地域）それぞれに地域協働組織（たすけあい会議）の設置が決まっており、これは全庁的に取り組む大きなプロジェクトとなるが、このたすけあい会議と地域学校協働組織との関係性、位置づけはどのようなか。4名のコーディネーターはどのような人材を充てるのか。	「地域学校協働本部」は学校支援等のための新たな取組として、学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営するもので、たすけあい会議とは目的が異なる組織と考えております。4名のコーディネーターは、地域の実情に応じた効果的な活動を推進するため、委嘱期間、職務内容等を教育委員会で定め、これに基づき選任し委嘱いたします。
9	1	19	2月23日	基本施策1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実	主な事業「巡回支援事業」について これは、「保育所等訪問支援事業」のことか。ならば事業名を同じにしたほうがよい。	「巡回支援事業」は、地域生活支援事業の市町村任意事業の一つである巡回支援専門員整備事業として実施しているものであり、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うものです。 一方、保育所等訪問支援は、児童福祉法第六条の二の二で規定する障害児通所支援の一つであり、保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいいます。福祉サービスの一つであるため、障害児の保護者の希望により実施され、利用者負担が生じるところが、巡回支援事業と大きく異なります。 以上のとおり両者は異なるものですので、事業名はこのままといたします。
10	1	19	2月23日	基本施策1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実	主な事業「地域学校連携事業」について 地域学校連携事業と地域学校協働活動との違いはなにか。	「地域学校連携事業」は、主に学校関係者が中心となって、学生サポーターや部活動支援の人材確保に努めているものです。 一方、「地域学校協働活動」については、中央教育審議会答申による「地域学校協働活動」の推進や、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することの提言に基づき、実施するものです。これにより、学校関係者以外の方も一緒になって包括的にネットワークを構築することとなり、部活動支援についても多くの情報が期待できるものです。 今後は、コーディネーターが「地域学校連携事業」との調整を図りながら、さらなる部活動支援を行うものです。
11	1	19	2月23日	基本施策1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実	主な事業「家庭教育推進事業」について 地域学校協働本部の運営・地域学校協働活動との関係性と違いはどのようなか。	「家庭教育推進事業」は、主に地域全体で家庭教育を推進する取り組みを行うもので、現在実施しております学区の家庭教育推進委員会の活動につきましては、これまでどおり事業を実施していただきたいと考えております。 「重点施策4 学校を核とした地域づくりの形成」における「重点項目（8）の地域学校協働活動の推進」の主な事業として記載した「地域学校協働本部の運営」については、地域と学校が連携するという視点で子ども達の成長を支える活動を行うことを想定しております。 今後、地域学校協働活動と家庭教育推進委員会の活動が連携できるよう地域学校協働活動推進員が調整を図り、互いにとってより良い活動となるよう事業を進めてまいります。

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
12	1	22	2月23日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	主な事業「学校規模及び配置の適正化」について 以前、西中学校のクラス数増大でプールの使用割り当てが特別支援学級にまで回らないことがあった。学校規模を検討する際、支援学級のクラス数も加味する必要がある。	市内小中学校の適正規模及び適正配置については、附属機関である日進市適正規模等検討委員会を概ね3年毎に設置し、適正化の基本方針や必要性について委員会で審議検討した結果に基づき実施しています。 学校規模における教室数等の検討には、普通学級数に加えて、特別支援学級の状況も考慮に入れて検討するよう基本方針として定めておりますので、今後も同様に、特別支援学級の状況も踏まえて検討してまいります。
13	1	22	2月23日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	主な事業「学校施設の整備・管理」について 学校をバリアフリーにすることがまず必要。様々な状態の児童生徒の受け入れや災害時の避難所機能としても必要。避難所のコロナ対策として、特別教室が要配慮者の避難場所として指定されている学校が多いので早急に工アコン設置が必要。	「学校施設の整備・管理」については、基本施策「2 学校環境：学校教育環境の整備推進」の取り組みの柱において「児童生徒が安全に過ごし、安心して教育を受けることができるよう」にし、かつ「新しい時代の学びを支える安全かつ安心な」学校教育環境を整備することを施策の方向性として記載しており、この方針に沿って進めてまいります。 学校のバリアフリー化については、バリアフリー法の改正により、公立小中学校がその対象に位置付けられ、既設小中学校についても適合の努力義務が課せられたところです。本市につきましても、学校運営状況を踏まえて、順に整備を進めてまいります。また、学校施設の避難所機能については、今後も他の計画等に合わせ、各学校の状況に応じ、必要な措置を講じてまいります。
14	1	22	2月23日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	主な事業「学校施設の整備・管理」について 通常学級にある備品が、特別支援学級にはないということがある。障害がある児童生徒にも等しく備品を整えること。	小中学校において使用する備品は、学校運営状況を踏まえ各学校において必要とされるものを確認した上で調整して整備しております。特別支援学級につきましても、通常学級と同様に、それぞれの状況に応じて必要とされる備品等を整備しており、今後も必要な備品を整備してまいります。
15	1	22	2月23日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	主な事業「教育支援センター事業」について 学校と同じ内容の学習をする児童生徒もいるため、学校で授業に使用している備品を整える必要がある。学校に通っていない児童生徒にも等しく整備すること。	教育支援センターにおける学習内容に合わせて備品を整備しており、今後も必要な備品を整備してまいります。
16	1	25	2月23日	基本施策3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備	主な事業「高等学校等修学補助事業」について 「有用な人材の育成に寄与するため」を削除する。「有用」の反対は「無用」であり、この表現は「無用な人」が存在することを示すため不適切。そもそも無用な人はいない。	ご意見を踏まえ、「教育の機会均等及び有用な人材の育成に寄与するため、」という記述は「教育の機会均等のため、学ぶ意志のある高校生等に対し、」に修正します。
17	2	-	3月4日	策定アプローチに関して	国の動向があって、県の動向があって、即「基本理念と目指す人物像」へ突入ですね。 日進市の状況については、「社会動向の変化」のところで「日進市はまだ人口増が続く」とたった一言触れられているだけです。 こんなアプローチでいいのですかね。 国、県の決めた枠組みの中でというのなら、後は「重点施策と基本施策」だけでいいではないですか。人減らしてお忙しい職員の方にくだくだと能書きを作らせるなんて不毛な作業させなくてもいいではないですか。 地方の時代と言われて久しいのに、自律的な基本方針を作成する覇気も感じられませんね。 日進市の現状、特殊性を踏まえれば、自前の基本計画ができるのではないのでしょうか？職員の方もそちらの方が面白いのではないですか？ 人口増がまだ続く、子どもも増えるというのであれば、教育インフラの整備にまだ努めなければならないですよ。 日進は生活保護の相談数・受給数が全国でも1, 2を争うくらい少ない自治体だと聞いたことがあります。それだけ貧困が見えない町なのですね。だからこそ格差にあえぐ、可能性のある子どもたちにちゃんと眼差しを向けることが必要になるのではないのでしょうか？ 多くの市民は大都市に隣接しながら自然豊かな緑が、日進の魅力だと言っています。 また21世紀は20世紀でボロボロにした自然をリカバーして持続可能な社会にすべき時でもあります。なら、もっといろんな学校で学習林、学習農園でも作りましょうよ。全国でも先進的な取り組みを始めましょうよ。 あくまでも日進に根差しながら、全国に先駆けることも目指しながら、日進オリジナルを作っていこうという覇気を取り戻す。これが日進市の行政を活性化させる処方箋、即ち職員に対する「教育」の基本計画にもなりそうではないですか？これでこそ職員の方の「輝き方改革」が成るのではないですか？ とりあえず、この計画の自律性のなさにガッカリです。	本計画は、上位計画である第6次日進市総合計画の教育部門を担う計画であることから、第6次日進市総合計画との整合性を図って策定しており、日進市の状況を踏まえた計画と考えております。 また、教育振興基本計画は、教育分野に係る基本的な方針としての位置づけとなり、個別具体的な事業の詳細な実施計画ではありませんが、学校教育インフラの整備については、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「2 学校環境：学校教育環境の整備推進」に、貧困対策については、「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」に記載しております。 本計画の方針に基づき必要な施策を進めていく中で、日進市の状況を踏まえた具体的な事業に反映して実施してまいります。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考といたします。

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
18	2	6	3月4日	目指す人物像 1	<p>「夢と志を持ち、未来を自ら切り拓くことができる人物」とあります。</p> <p>確かに夢と志を持つことは、未来を自ら切り開くことの必要条件ではあるかもしれませんが、十分条件ではないですよね。</p> <p>2018年の大学生がいる家庭の平均世帯年収は830万円、東大生の親となると950万円というデータがあります。親の世代の格差が子どもで再生産され、格差が固定化しているというのが現在の日本ではないですか。</p> <p>塾に通うお金がない、まして大学なんて通えるわけがないとあきらめている子どもに対して、しれっと「夢と志をもって、未来を自ら切り拓け」というのですか？</p> <p>どの子にもある可能性を見出し、発揮できるように導いてやるのが教育ではないのですか？経済的な障害で可能性を閉じてしまわないよう手を差し出すのが、行政の仕事なのではないですか？</p> <p>「どの子の夢と志もあきらめなくてすむような政策を講じ、それぞれの未来が切り拓かれるよう導く」という項目を、まずどこかに入れてほしいものです。</p>	<p>「夢と志を持ち、未来を自ら切り拓くことができる人物」については、子どもの学びに特化して考えると、経済的な問題だけでなく、様々な事情を抱えた家庭がいる中で、どの子に対しても、夢や志を持つことができるような環境整備を目指すことを示します。また、ここでは、子どものみならず、生涯にわたりの世代の人にとっても必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付けることで、自らの人生を切り拓いていくことができる環境整備を目指していることも含んでおります。</p> <p>なお、子どもの取りこぼしのない教育については、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」における取り組みの柱「①個に応じた教育体制の充実」や「②地域とともにある教育活動の推進」で、また、「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」における取り組みの柱「②地域資源を活用した子どもの学習活動の支援」や「③家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実」において、子どもや家庭からの相談体制の充実、人権教育、子どもの貧困対策などの各施策を推進する中で、具体的な事業に反映して実施してまいります。</p>
19	2	10	3月4日	重点項目（2）特別支援教育の充実	<p>成果指標に補助教員の配置のみを挙げられていることにもびっくりしますが、学校等のユニバーサルデザイン化には全くの聞きな見通しなので耳を疑いました。議員から「本気で取り組み」と厳しく追及されるのももっともです。</p> <p>また先の議会では「（特別な要望がない限りは）竹の山小学校への就学を勧めている」と担当者が答弁していましたね。</p> <p>しかし、親の本音は近所の子どもたちと同じ小学校に通わせたいというところではないでしょうか？毎日遠くの学校まで送り迎えしなければならない親も大変です。</p> <p>「校区の学校は確かにいいかもしれないけど、子どもさんの校内移動が大変だし、みんなに迷惑をかけるよ」</p> <p>「竹の山なら通学は負担かもしれないけど子どもさんも気兼ねなくていいのでは」なんていう選択肢の見え方は、もう鬼ですよ。</p> <p>特に気後れもなく答弁されたとき、その冷たさに私はぞっとしましたよ。子どもに気兼ねさせないようにするのは親ではなく、行政ではないですか！</p> <p>35人学級になって教室がいっぱいいっぱいになっても、学校新設は頭の片隅にもない。ユニバーサルデザインではない学校等が避難所になることも現状として不可避。。特別支援学級の補助的教員は賃金の安い非正規を増やすだけ。一体日進市は教育にお金を使うことがどれだけ嫌なのですか？</p> <p>それで「自ら未来を切り拓き」「社会の変化に柔軟に対応でき」「ふるさとでの発展を支え」「社会の担い手となる」人物を育てるなんて虫が良すぎるのではないですか。</p> <p>あと1万人も人口が増え、当然子供の数も増えていくことが明らかな日進市、それなりの教育インフラを整備していくことは成果の見えない箱ものの整備を急ぐより、よほど重要で子どもの人間的成長という大きな成果が得られる賢明な投資となるのではないのでしょうか。</p>	<p>学校のバリアフリー化も含め学校教育施設の整備・管理については、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「2 学校環境：学校教育環境の整備推進」において、また特別支援学級も含め学校教育活動については「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」において、それぞれ記載しております。</p> <p>なお、バリアフリー法の改正により、公立小中学校がその対象に位置付けられ、既設小中学校についても適合の努力義務が課せられたところです。本市につきましても、学校運営状況を踏まえて、順に整備を進めてまいります。</p> <p>また、35人学級に係る学校新設につきましては、国や愛知県の動向を注視しつつ、人口推計に基づき、小中学校適正規模等検討委員会や学区検討部会で必要な対策を検討してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考いたします。</p>
20	2	14	3月4日	成果指標の根拠について	<p>市内の生活で①「文化芸術を身近に感じる」市民の割合は、5年で1%、10年で2%の向上が目標と1%刻み。</p> <p>②「学習の場と機会に対する満足度も同じように1%刻みと妙に現実感のある成果指標となっています。</p> <p>一方③「スポーツを行う市民の割合」とか、④「教師のICT活用指導力」などは5年ごとに5%UPの目標となっています。</p> <p>いい悪いではないですが、片やあまりにも堅く、片や超強気な目標が同居する計画。</p> <p>目標設定のガイドとかは設けなかったのですか？</p> <p>ここまで違うのはどうしてですか？</p> <p>①～④それぞれの目標設定の根拠を教えてください。</p>	<p>重点施策における成果指標につきましては、個別の施策の性質に合わせて目標設定をしております。</p>

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
21	2	21	3月4日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	<p>現在においても教室に余裕がない学校もあると聞いていますが、35人学級化も決定されました。そういう状況も踏まえたのか3月議会でも質問がありましたが、答弁はなんとかやりくりすれば大丈夫という趣旨でした。この計画でも学校規模及び配置の適正化については「児童生徒数や社会状況の変化を見据え、適宜、市内小中学校の規模及び配置の適正化について検討を行います。」とあります。</p> <p>特別教室等潰して何とか間に合わせる。鉛筆舐め舐め校区ラインを引き直す、みたいな綱渡り、あるいはマジックの腕前を發揮しようというわけですね。何年後かには日進市も少子化の波が押し寄せる、だからそれまでの我慢、という魂胆が見え見えます。</p> <p>そこには今現在学んでいる子どもたちのことを慮る発想はゼロですね。酷いものです。</p> <p>校区の引き直しであおりを食うのは子どもたちですよ。同じ小学校だったのに、中学校はバラバラで自分たちは少数派なんてことが、またあり得るということですか？中1ギャップという現象が危惧されているにもかかわらず、大人の都合で子どもたちは辛い状況に放り込まれるのですか？</p> <p>子どもたちのことを第一に考えない教育に関する計画っていったい何なのですか？強い怒りを感じずにはいられません。</p>	<p>日進市小中学校適正規模等検討委員会では、児童生徒数や社会状況の変化を見据えて、適宜、市内小中学校の適正規模及び適正配置についての基本的な方針や適正化の必要性について検討を行います。</p> <p>いわゆる少人数学級が実現することにより、児童生徒に対するケアが充実する反面、施設面で窮屈な状況になることも懸念されます。それらの懸念事項に対し、施設の増築や学区の見直し等、各学区の状況に合わせて、最適な手法を検討し対応してまいります。</p> <p>なお、学区変更に際しては、新しい学校になじめるような対応を行ってまいります。</p>
22	2	18	3月4日	基本施策1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実	<p>主な事業「教育指導体制の充実」補助教員に関して 特別支援学級に限らず、複数教員による児童・生徒対応を行うということが考えられているようで、とてもいいことだと受け止めています。</p> <p>ひとつの観点からだけでなく、複数の観点を確保し、学習進度・深度や子どもたち自身を観ていくことは教育の在り方として大きな前進だと思います。</p> <p>しかし懸念が2点あります。まず1点目、複数教員の位置づけが正と補助となっていることです。便宜上の仕分けであればよいのですが、複数教員の配置は上下の関係で行われるべきではなく、並列の関係で行われるべきだと思います。上下の関係では複眼になり得ないと思います。あくまでも並列の関係でなければ複数配置のメリットは發揮されないと考えます。ぜひ運用面で留意いただきたいと要望します。</p> <p>2点目「補助」教員とされる方々は、いわゆる非正規での採用を考えている旨、議会答弁でも明らかになりましたが、こうした待遇の差はそのまま現場での位置づけにも反映されて上下関係の複数配置にしかありませんよ。非正規教員は現時点でも一定数在籍されているようですが、なぜ正規雇用としないのか？これも何年か後には少子化になる。先生がダブつく。そのとき非正規なら簡単に雇止めできるということを考えているのではないのでしょうか？</p> <p>不安定な立場で日々不安をもって教育に携わるのと、子どもとの対応に専心できる立場と、現在の非正規の教員の皆さんが頑張っているのは十分理解しつつも、仕事がやりやすいのはどちらでしょう？</p> <p>頼みます！教育をそろばん勘定優先で測ることを止めてください。</p>	<p>クラス担任などを担う教員は主に愛知県が配置し、本市はその教員を支援する教職員として配置を行っております。令和2年度は各小中学校に必要な講師や介助員など112名を配置しています。</p>
23	2	21	3月4日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	<p>▼ICT活用教育の推進に関して 先生方に対する研修も必要とあるので、どのような研修を行うのかと興味を持っていたら、3月議会の一般質問に対する答弁で「学内で（こじんまり！）、生徒が帰った後などに（こちょこちょと！）行う」と言われたので、椅子から落ちそうになりました。</p> <p>IT関連企業のテコ入れと英語、ICTに堪能な企業戦士を養成するために経団連あたりが強力に申し入れたことからとんとん拍子に実施へと向かったGIGAスクール構想ですが、教材等によっては非常に有用な学習ツールになることは間違いないと思います。動機はさておき、やるからには子どもたちの可能性を引き出す活用を行うべきです。</p> <p>となると、議会答弁にあったようなレベルの研修で事足りるのか？先生方が授業の合間に勉強会やればという話ではないと思いますよ。</p> <p>例えば県内各自治体と連帯して県・国の研修機会の創設を要望していくとか、それこそ日進市内の大学と連携し、現場の先生方を適当な講義・ゼミに派遣するとか、それでも足りなければ国内留学くらいさせるとか。それくらいのスケールの話なのではないですか？</p> <p>成果目標は5年ごとに10%UPと本計画の中でもトップクラスのハードルの高さでしょう。しかも議会で質問した議員さんは「監視をしる」とのたまわっていましたよ。</p> <p>先生方、あるいは学校だけに努力と研鑽を求めるのは、あまりにも酷でしょう！</p> <p>もう一度、大きな発想で（当然金もかかる）ICT活用教育の研修を組み立て直してください。</p>	<p>学校のICT活用教育に関しましては、機器等の導入時研修及びICT支援員による研修・支援を実施してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
24	3	10	3月11日	重点項目（2）特別支援教育の充実	<p>主な事業として、「特別支援教育コーディネーターの配置」を追加してください。すでに配置されていますが、継続的になしきみとするため、記載が必要と考えます。</p> <p>また事業概要として、特別に支援を要する子の就労までの支援、学校と放課後児童クラブ、学童、放課後子ども教室、放課後児童デイサービスの横の連携強化という現在の課題解消に向け、計画に入れて頂くことを求めます。</p> <p>また「特別支援学級」担任教諭の専門性についてもさらに強化する必要がある現状があります。特別支援学級担任のみならず、教員全体の研修充実が非常に重要ですので、その点も反映された計画としてください。</p>	<p>特別支援教育コーディネーターは教員が行っている役割の名称です。全ての小中学校に役割を担う教員がおります。特別に支援を要する児童生徒への取り組みについては、「重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備」の「重点項目（2）特別支援教育の充実」において進めてまいります。</p> <p>また、他の計画等に基づき進められている子育て、福祉等の各種施策との連携を図り、本計画の推進に努めてまいります。</p> <p>なお、特別支援教育の研修については、既存の研修の仕組みの中で行っていきます。</p>
25	3	11	3月11日	重点項目（4）学校と関係機関との連携	<p>成果指標について</p> <p>学校と図書館の配本件数の現在値が0となっていますが、そんなことはないと思います。現在でも各学校から教科の単元によって希望があると配本はある認識でしたが違いますか。</p>	<p>ご意見にありますとおり、学校から市立図書館へ依頼いただき、授業に利用するための団体貸出を行っております（令和元年度実績2,970点）。</p> <p>この指標による内容は、学校と市立図書館の連携に加え、主に学校間での貸し借りを想定しており、2020年時点では、この内容での配本を行っていないため数値を0としています。</p> <p>ご意見を踏まえ、設定根拠の記載を「学校間の配本冊数」に修正します。</p>
26	3	16	3月11日	重点項目（8）地域学校協働活動の推進	<p>P16 ここに「地域学校協働活動」という言葉が出てきていますが、これまでまったく市の実施計画にもなかったしくみが急に登場し、計画に位置づけられる事に驚いています。各地域組織や審議会で十分に練られた構想なのでしょうか。以前うまくいかなかった「コミュニティスクール」とは異なるのでしょうか。また一宮市が進めているような独自の仕組みを想定しているのでしょうか。令和3年度予算にもコーディネーターの人件費が計上されていますが、地域や学校のニーズに即したもののなにか根拠があいまいと感じます。成果指標を単に設置数とし、2030年に何も指数がないのも不適切です。費用対効果のわかる成果指標としてください。「学校運営協議会」との関わりなども含め、もっと具体的な説明を記載する事を求めます。</p>	<p>中央教育審議会答申による「地域学校協働活動」の推進や、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することの提言に基づき、教育総会議、各委員会等において審議され、令和3年度から地域学校協働活動本部を設置いたします。これにより、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成し、地域の実情に応じて、文化・スポーツ活動、学習活動、地域活動、学校周辺環境整備等を実施するもので、コミュニティスクールとは異なるものです。</p> <p>これらの地域が学校の運営に関わる仕組みづくりについては、本計画では「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」における取り組みの柱「②地域とともにある教育活動の推進」において包含して記載しております。</p> <p>また、成果指標につきましては、個別の施策の性質に合わせて目標設定をしております。</p>
27	3	21	3月11日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	<p>学校教育環境の整備推進。 国、県そして日進市も「35人学級」については「進めていくことを公式に表明しています。しかし本計画案には「少人数学級」という言葉がないのはなぜでしょうか。ここに明確に表記しておく必要があると考えます。</p>	<p>本計画では、学校教育施設に関しては「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「2 学校環境：学校教育環境の整備推進」において、少人数学級の動向への対応も包含して記述しております。また、国が学級編成を35人に引き下げることを決定しましたが、今後の具体的な情報が無い中、本計画において「35人学級」として明記することは控えております。</p> <p>なお、児童生徒が安全に過ごし、安心して教育が受けることができるよう、国や県の動向や社会状況の変化も踏まえて、適切に対応してまいります。</p>
28	3	-	3月11日	全体	<p>本市は教育分野に関しての個別計画が少なく、「4Wプラン」があるのみです。この「教育振興計画」が、学校教育と生涯教育を横断的に網羅しているという位置づけならば、「学校教育推進プラン」「文化マスタープラン」のような個別計画をしっかりと作る必要があると考えます。本計画案を見ても、いろんな分野が混在しており（子育て支援までも）いったい誰を対象として策定されたものなのか明確ではありません。加えて各分野の内容が薄く、例えば学校教育に関しても環境、国際理解、男女平等に関する教育、いじめ、パワハラ、不登校への抑止、対応策など視点として落ちていることが多々あります。この点を考えますと、総合計画があるのですからこの計画の存在価値はあまりなく、むしろ「学校教育」「文化」「スポーツ」の各分野を柱に立てた各個別計画を、当事者、関係者、関係団体で、現在存在している課題の洗い出しから始めて、丁寧につくりあげた方が、より実効性のあるものになるのではないのでしょうか。長久手市の「文化マスタープラン」一宮市の「学校教育推進プラン」を始め、「教育基本法」第17条を根拠にモデルとなる自治体の教育分野の個別計画は数多く存在しています。本市は10年前に策定した「スポーツ振興計画」も今年度動きがありません。各個別計画についてぜひ取り組んでください。</p>	<p>現在の教育委員会関連計画は「はじめに」の「2計画の位置づけ」に記述しているとおりです。個別計画については、必要に応じて作成することを今後検討することといたします。</p>

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
29	3	-	3月11日	全体	<p>本計画案の策定があまりに拙速、雑駁ではないでしょうか。この計画について、策定委員会では何回議論をされたのでしょうか。議事録を見る限り、今年1月15日の委員会で新委員が委嘱を受け、その後本計画案の基本理念からすべてについて意見を聴取、その後すぐにパブリックコメントを募集、3月の次回会議で教育長に答申というスケジュールをみますと、計画期間10年、重要な教育分野の総合計画という位置づけとは思われない策定のしかたです。加えて1次の計画より長い計画期間となっていますが、少人数学級の対応、感染症対策など、教育現場で早急に対応すべきことが押し寄せている現在の状況を鑑み、長くても3年スパンで見直しをはかる、もしくは毎年年度評価をして見直すことを検討し、計画内に明示してください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、本計画の上位計画である第6次日進市総合計画の策定の遅れもあり、当初予定していたスケジュールから遅れて策定しています。</p> <p>現計画である日進市教育振興基本計画は、計画期間を第5次日進市総合計画の計画期間の終期に合わせて2013年度から2020年度までの8年間とし、次期計画において、第6次日進市総合計画の計画期間と一致させることとしております。第6次日進市総合計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間となっておりますので、本計画も同様に、2021年度を始期とするため、今年度中の策定が必要と考えております。</p> <p>また、本計画は、第6次日進市総合計画における施策体系と整合性を図って策定することとしており、委員会においては第6次日進市総合計画策定における審議状況を踏まえて審議検討をしております。委員会としては1回の対面による会議の開催に加え、各委員に対し書面による意見聴取を実施し、出された意見を本計画に反映しています。</p> <p>なお、教育振興基本計画は、計画の中間年度に検証を実施し、必要に応じて見直しをすることとしており、本計画では、5年目の2025年度に行うことを想定しております。社会情勢や教育に関わる動向に大きな変化等が生じる場合については、必要に応じて見直しを行うこととなります。</p> <p>本計画の進捗管理としては、「第五章 計画管理の推進に向けて」のうち「計画の進行管理」にて毎年度PDCAサイクルに基づく進行管理を図る旨を記載しておりますので、これに基づき進めてまいります。</p>
30	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>重点施策4 学校を核とした地域づくりの形成 意見①「地域づくりの形成」とあるが、「形成」はないほうが言葉としてよい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「学校を核とした地域づくりの形成」という記述は「学校を核とした地域づくり」に修正します。</p>
31	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>地域学校協働活動について 2月26日の市議会一般質問の答弁によると、「新たに設置したスポーツ推進協議会と学校との協働で授業後にスポーツクラブを実施する。今後は文科系も推進協議会を設置し同様の取り組みをする。」とのことだが、これをもって地域住民との協働、学校を核とした地域づくりとは考えにくい。答弁されたものは、本計画記載の地域学校協働活動（国が示すもの）とは別のものなのか。</p>	<p>地域学校協働活動には小中学校の部活動支援も含まれ、スポーツ推進協議会の部活動への支援は一つの取り組み例です。今後さらに多くの方々の協力をいただき、学校を核とした地域づくりのため多くの取り組みを実施していただきたいと考えております。</p>
32	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>地域学校協働活動について 私が調べた限り国の令和3年度予算案では、交付金の条件として①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること②地域学校協働活動推進員を配置することとなっており、市の当初予算計上のコーディネーターの配置だけでは交付金の対象とならない。今後コミュニティ・スクールの導入に向けた動きがあるのなら、そのことを本計画に記載する必要がある。</p>	<p>地域が学校の運営に関わる仕組みづくりについては、本計画では「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実」における取り組みの柱「②地域とともにある教育活動の推進」において包含して記載しております。</p>
33	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>地域学校協働活動について コミュニティ・スクールの導入に向けての動きがなく、国の交付金ももらわないのであれば、国の地域学校協働活動と混同しないように本計画では別の言葉を使用したほうがよい。</p>	<p>地域学校協働活動については、中央教育審議会答申による「地域学校協働活動」の推進や、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することの提言に基づき、実施するものです。そのため名称はこのままといたします。</p>
34	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>地域学校協働活動について 重点施策に位置づけるのであれば、本来の趣旨である地域住民との協働を地域福祉課や市民協働課、社協との連携により進めるべきであり、そのことを本計画に記載し地域福祉計画で設置予定のたすけあい会議と連動すべき。</p>	<p>地域学校協働活動については、中央教育審議会答申による「地域学校協働活動」の推進や、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することの提言に基づき、実施するものです。</p> <p>「地域学校協働本部」は学校支援等のための新たな取組として、学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営するもので、たすけあい会議とは目的が異なる組織と考えております。</p>

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
35	1	16	3月11日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	地域学校協働活動について スポーツや文化活動団体と学校との協働だけならP19 地域学校連携事業と同じであるため、学校への本部設置やコーディネーター配置の必要性が理解できない。重点施策として立てるのはやめたほうがよい。	スポーツや文化活動団体との協働は地域学校協働活動の一部であり、この活動については、中央教育審議会答申による「地域学校協働活動」の推進や、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することの提言に基づき、実施するものです。 一方、「地域学校連携事業」は、主に学校関係者が中心となって、学生サポーターなど部活動支援の人材確保に努めているものです。 本計画における重点施策は、基本理念や目指す人物像の実現に向け、国や社会の動向、本市の現状や課題を踏まえて、今後5年間のうちに重点的に実施すべき施策と位置付けており、ご意見の地域学校協働活動については、「重点施策4 学校を核とした地域づくり」の「重点項目（8）地域学校協働活動の推進」として取り組むこととしております。
36	4	10	3月14日	重点項目（1）主体的・対話的で深い学びの推進と きめ細やかな指導の充実	成果指標について 10頁の「スクールソーシャルワーカー支援件数」についてです。支援件数を成果指標にあげるのは、若干しつくりこない気がします。支援件数の多少にかかわらず、支援の必要な子どもに十分な支援が行えることが大切であるように思われます。そう考えると、福祉的な課題が背景にある子どもに対する十分な支援が行えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置数をさらに増やすとか、スクールソーシャルワーカーの勤務条件をさらに改善するとかを指標にあげた方がよいのではないかと 思いました。	スクールソーシャルワーカーは令和2年度に全ての中学校区に配置された比較的新しい事業のため、まずは支援件数の増加を成果指標としました。今後は、スクールソーシャルワーカーの活用の重要性や人材確保の観点から勤務条件の向上は必要であると考えております。
37	4	12、24	3月14日	重点施策2 人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進	重点施策2「人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進」、24頁の「社会教育推進事業」に関わっています。日進市は、市民活動が活発であることも「地域の財産」ではないかと考えています。そこで、市内で活動するNPO 団体・ボランティア団体などの市民団体と社会教育行政の協働による社会教育事業の推進という考え方を、重点施策2や「社会教育推進事業」に取り入れるとよいのではないかと思いました。市民団体は現代的な課題や地域課題の解決に向けて活動されています。ですので、市民団体と社会教育行政の協働がこれまで以上に進めば、日進市の社会教育事業はこれまで以上に本来的なものになっていき、とても大きく発展するのではないかと考えました。	市内で活動するNPO団体・ボランティア団体などの市民団体との協働を進めるため、「重点施策2 人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進」の「重点項目（5）学びを支援する体制の充実」の主な事業のうち「ESD講座との連携」の事業概要について、「他部署との連携により、」という記述は「他部署との連携及び市民団体との協働により、」に修正します。
38	4	25	3月14日	基本施策3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備	主な事業「子どもの学習・生活支援事業」について こうした事業と学校との協働についてひとこと言及できるとよいのではないかと思いました。近年、地域の学習支援事業関係者が学校と協働で子どもの支援にあたっている事例、学校になかなかなじめない子どもの居場所づくりを地域学校協働活動の一環として行っている事例などが出てきています。こうした事例のように、地域で子どもの支援にあたっている市民（団体）と学校が協働することは、すべての子どもの成長・発達の保障に向けて大きな意義があると考えられます。なお、地域と学校の協働をめぐるには、情報の共有など様々な課題がありますが、一方で、こうした課題解決の方向性も、吉住隆弘・川口洋誉・鈴木晶子編著『子どもの貧困と地域の連携・協働』（明石書店、2019年）の第17章などで検討が進められています。先述の地域の学習支援事業関係者が学校と協働で子どもの支援にあたっている事例も、この著書の第13章で紹介されています。	ご意見は「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」の取り組みの柱「⑤図書館サービスの充実」の主な事業「子ども学習活動支援事業」に関するものと思われませんが、いただいたご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考といたします。
39	5	-	3月14日	全体	まず、第一に、この計画は、日進市の教育全般を考えていると思うが、生涯学習4Wプランがあるのに、生涯教育まで含んでいるのは、おかしいと思う。作るなら学校教育に絞って計画したほうが、実行性があると思うし、全体的に内容が広く薄っぺらなものになってしまっていると思う。（この計画には、子育て支援も含んでしまっているので、子育て支援は子育て支援で、もっとしっかり総合計画の中などに、位置付けていくべきだと思う。）	第2次日進市教育振興基本計画は、市の最上位計画である第6次日進市総合計画の教育部門を担う計画であり、本市教育委員会内の各種計画の最上位計画となるため、学校分野のみならず、生涯学習の観点を含む全ての世代を対象としております。また、教育と関連が高い分野を含めることで、他の計画等に基づき進められている、保健、福祉、医療等の各種施策との連携を図り、本計画の推進に努めてまいります。
40	5	9	3月14日	重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備	P9に、基本理念『「自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備」目まぐるしく変化する社会においては、一人ひとりが自ら学び、課題を解決する力が重要 になってきます。子どもたちそれぞれの個性や生活環境の違いなど、一人ひとりに合った教育機会を確保することに努め、自己の可能性を伸ばす力を育みます。』とある。それは、まったく書いてある通りだと思うが、ここの基本理念の中に、「学ぶ意欲を育む」という視点がいないと思う。自ら学ぶようになるには、学びたいという自発的な意欲がないとそうはならないし、自己の可能性を伸ばす力を育むにも、そうなりたいという意欲がなくては、伸ばす力をつけたいと思わないのではないかと？どこか、どこか、そういう方向へ持って行ってやるんだ、というような一方的な力を感じる。	「重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備」では、新学習指導要領でも示されている「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点を重視し、授業改善が求められている現状を踏まえて指導体制を充実させるよう努めてまいります。 アクティブ・ラーニングでは、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの実現を目指しております。具体的には、学ぶことに興味や関心を持たせ、主体的に学ぶ意欲を形成することや、対話により新たな視点に気づき、自分の考えをより深められるなど、学ぶ意欲の形成も踏まえた観点となります。そのため「学ぶ意欲を育む」視点が欠如していることはなく、そういった趣旨を含めて具体的施策を推進してまいります。

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
41	5	14	3月14日	重点項目(6)文化芸術を活かした地域づくり	P14「重点項目(6)文化芸術を活かした地域づくり」として、主な事業に、「市民会館を拠点として文化祭・美術展・民族芸能発表会・音楽祭等を開催するとともに、地域で気軽に文化芸術に触れ合う機会をつくりまします。」とあるが、ここに、質の高い演劇・人形劇・音楽会などの舞台鑑賞することを、はっきりと書きこんでほしい。「文化芸術に触れ合う機会」の中に入ると考えているのだろうか、自分から文化祭・美術展・音楽発表会で発信するためには、子どものごころから、まず、舞台を見て感じる必要があると思う。そのような舞台鑑賞から、何を大切に生きていくか?を学び取る機会になるし、それが、学ぶ意欲にもつながってくると思う。また、この舞台鑑賞については、私が豊田市に住んでいた時は、学校単位でホールでの鑑賞会を順次行っていて、市内の小・中学生に公平に鑑賞の機会があった。日進市もそれを目指してほしいので、ここには、はっきりと舞台鑑賞を位置付けてほしい。	ご意見を踏まえ、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備」の取り組みの柱「①文化・芸術の普及・振興」に「市民会館を拠点として多様な舞台鑑賞をする機会を増やします。」の記述を追記します。また、個別具体的な事業については、個別計画である生涯学習4Wプランにて記載いたします。
42	5	18	3月14日	基本施策1 学校教育：個に寄り添う教育活動の充実	P18、「人権教育・条例の普及」の担当課に、学校教育課が入っていないのは、おかしいと思う。日々の学校生活で、人権教育を意識していかねば、無意識の差別はなくならないと思う。「日進市未来をつくる子ども条例」を根付かせていくにも、学校教育の場で行っていく方が、効果的であると思う。	ご意見を踏まえ、学校教育課を担当課に加えます。なお、「人権教育」につきましては、学校の学習を通じて取組が行われており、「条例の普及」につきましては、市民協働課及び子育て支援課が主に担当しております。
43	5	21	3月14日	基本施策2 学校環境：学校教育環境の整備推進	P21、このページに、なぜ、国が学級編成を35人に引き下げることを決定した「35人学級」に向けて実現していくことが書かれていないのか、疑問です。主な事業の最初の欄「学校規模及び配置の適正化」に、国が決めた適正の学級人数の35人にするを明確に書きこんでほしい。もっと言えば、さらに進んで、30人学級を目指すことも書いてほしい。それを目指していくことが、第4章にある「個に寄り添う教育活動の充実」になるのではないかな?	本計画では、学校教育施設に関しては「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「2 学校環境：学校教育環境の整備推進」において、少人数学級の動向への対応も包含して記述しております。また、国が学級編成を35人に引き下げることを決定しましたが、今後の具体的な情報が無い中、本計画において「35人学級」として明記することは控えております。 なお、児童生徒が安全に過ごし、安心して教育が受けることができるよう、国や県の動向や社会状況の変化も踏まえて、適切に対応してまいります。
44	5	25	3月14日	基本施策3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備	P25、「放課後子ども総合プラン運営事業」これは、子育て支援事業だと思うが、(本当は、この教育振興基本計画ではなく、子育て支援計画を作してほしい)現場の職員の話や、放課後児童クラブ、放課後子ども教室に通うお子さんと親御さんからの話を聞くと、どちらかに一本化はできないのか?放課後児童クラブは日進市、放課後子ども教室は日進アシスト、と運営が分かれてしまっているのは、わかりにくい。できれば、日進市の子どもは責任をもって日進市がその運営をするべきだと思うので、放課後児童クラブに統一した方がよいと思う。	「放課後子ども総合プラン運営事業」につきましては、子ども・子育て支援法に基づくもので、本市の子ども・子育て支援事業の行動計画となる「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けています。 また、「放課後子ども総合プラン運営事業」は放課後児童クラブと放課後子ども教室から形成されていますが、いずれも公設民営で運営しており、現在は同一の事業者にて委託をしています。 なお、放課後児童クラブと放課後子ども教室は、それぞれ厚生労働省の所管する放課後児童健全育成事業と文部科学省の所管する放課後子ども教室に区分され、その性質も異なることから、それぞれで開設をしています。
45	5	26	3月14日	基本施策4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備	p26、このページにも、「質の高い舞台鑑賞をする機会を増やす」ことを明記したほうがいい。しかし、文化・芸術については、この基本計画で、おまけのように計画するのではなく、長久手市のように、「文化マスタープラン」のような計画を作成して、もっと深くしっかりと市として事業をすすめるように、して欲しい。	ご意見を踏まえ、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備」の取り組みの柱「①文化・芸術の普及・振興」に「市民会館を拠点として多様な舞台鑑賞をする機会を増やします。」の記述を追記します。また、個別具体的な事業については、個別計画である生涯学習4Wプランにて記載いたします。
46	6	7	3月15日	全体像	P7の『教育振興基本計画の全体像』の「4つの重点施策」と「5つの基本施策」とはどのような関連付けがなされているのでしょうか? どちらも良く似ていて、重点施策1は学校関連で、基本施策1,2と同じ内容であり、重点2は「学びの支援」なのだが、基本施策3とはほぼ同じでかつ、重点4の「学校を核とした地域づくり」とよく似ている。重点3は文化スポーツなので基本4,5とほぼ同じです。 いったい重点と基本では、どちらに力点が置かれているのでしょうか? ほぼ同じなら整理して、「重点」のみの施策にまとめた方が市民にはわかりやすいのではないのでしょうか?	「基本施策」は本市の教育分野の方向性を体系的に示したもので、「重点施策」は社会情勢等により、特に重点的に実施すべき施策として位置付けております。 ご意見を踏まえ、「第二章 基本理念と目指す人物像」において「基本理念」、「目指す人物像」の後に記述していた「第2次日進市教育振興基本計画の全体像」を「第二章 第2次日進市教育振興基本計画の全体像」とし、「第二章 基本理念と目指す人物像」を「第三章 基本理念と目指す人物像」に修正し、以下の章番号を一章ずつ繰り下げます。また、「基本施策」に関する説明を当該章の冒頭に記述するよう修正します。

意見番号	意見者番号	ページ数	受付日	項目	意見の内容	市の考え方
47	6	-	3月15日	成果指標について	<p>「重点施策」には「現状値」と「目標値」があるのに、「基本施策」には、それが無いのは何故でしょうか？特に「基本施策」では、個々の事業について「担当部署」は明記されていますが、現状と目標の記載がないので、どの段階まで実現できていて、いつまでにどの程度まで実施するのかが不明なままでいいのでしょうか？また、「重点施策」には「担当部署」の明記がないのは何故でしょうか？</p> <p>複数にまたがってもいいので、すべて記載して責任を明確化すべきものと考えます。</p>	<p>「基本施策」は本市の教育施策の方向性を体系的に示すもので、さらに各施策の方向性を示すため主な事業を記載しております。これらの主な事業を含め、様々な事業を組み合わせることにより施策の実現を目指していくものと考えております。事業の実施においては短期間で実施されるものや、社会情勢の変化にも柔軟に対応することが想定されるため、具体的指標の設定はしていません。</p> <p>また、「重点施策」は複数の部署が関わってくることから、担当部署の記載はしていません。</p>
48	6	-	3月15日	関連計画書について	<p>「重点施策」並びに「基本施策」の〈主な事業〉について、関連する計画書がすでに存在するのであれば、その計画書名を併記しておく方が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>「〈主な事業〉」には、各施策を推進するための事業を記載することとしており、計画書の記載は控えさせていただきます。</p> <p>なお、本計画に関連する計画については、「はじめに 基本計画の策定にあたって」の「2 計画の位置づけ」において記載しております。</p>
49	6	16	3月15日	重点施策4 学校を核とした地域づくり	<p>「重点施策4 学校を核とした地域づくりの形成」について、「地域全体で子どもたちの学びを支える」とありますが、具体的なイメージが湧きません。市内のどこかに実践例があれば、示して頂くとわかりやすくなります。</p> <p>また「地域学校協働活動本部の設置学校数」が、現状ゼロですが、「目標」として示されています。この「本部」の機能、役割についてよくわかりませんので、説明が必要ではないのでしょうか？</p>	<p>各施策は、それぞれの現状と課題を踏まえて設定し、重点施策に関しては、今後5年間のうちに重点的に実施する施策として位置付け取り組むものとして設定しております。そのため、基本施策における体系とは異なる観点やいくつかの観点を組み合わせたような新しい観点での施策が設定されていることから、既存の事業にないものもございます。</p> <p>なお、「地域学校協働本部及び地域学校協働活動」についての説明は「重点施策4 学校を核とした地域づくりの形成」において記述しております。</p>
50	6	11、25	3月15日	図書館の施策について	<p>「重点施策1」の中の「重点項目（4）学校と関係機関との連携の充実」と P25表など、図書館についての記載がありますが、全体的に図書館の活動計画が少ないのが不思議です。かなりの蔵書を持ち、レファレンス能力を有する図書館には、学校における「読書活動」の一端を担ってもらうのも大切な施策のひとつと言えるのではないのでしょうか？</p> <p>幼児からシニアまで「読書」は「生きる力」を育てる重要な手段のひとつです。</p> <p>「読書」を推進するような活動を図書館が中心となることで、子どもたちの成長に一定の効果をもたらすことが期待できます。</p> <p>特に、昨今の子どものゲーム依存に歯止めをかけるべく、「ゲームから読書へ」等のキャンペーンを張るなどして、「ゲーム漬け」の子どもたちを「楽しい読書」に誘い込む方を打ち出す等、すべきことが多くあるのではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見にありますとおり、「読書」は「生きる力」を育てる重要な手段のひとつであると考えます。</p> <p>すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、多様な読書機会を得ることができる環境を整備するために本計画とは別に「日進市子ども読書活動推進計画」を策定しております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、「第四章 基本施策と取り組みの柱」のうち「3 生涯学習：生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備」の取り組みの柱「⑤図書館サービスの充実」に「日進市子ども読書活動推進計画に基づき、保育園、学校等と連携し、子どもが読書活動に取り組むことができる機会を提供します。」の記述を追記します。</p>
51	6	27	3月15日	基本施策4 文化芸術・文化財：歴史・文化に親しめる環境整備	<p>「基本施策4 芸術文化・文化財に親しめる環境整備」について、第6次総合計画において「音楽のまち日進」を標榜し、音楽活動を推進する旨の施策が打ち出されていましたが、この第4章基本施策においても触れるべきではないのでしょうか？</p> <p>市内の各中学校における吹奏楽クラブのこれまでの活躍は目覚ましく、音楽活動を楽しめる卒業生も多く在住しているものと推察されます。彼らの能力を活かす場を設けることも大切な施策であり、多く掲げている施策の中で、日進独自の施策と胸を張れるものになるのではと思われれます。</p>	<p>教育振興基本計画は、教育分野に係る基本的な方針としての位置づけとなります。ご意見に関する個別具体的な事業については、個別計画である生涯学習4Wプランにて記載いたします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考といたします。</p>
52	6	32	3月15日	基本計画の推進について	<p>3 この計画の進捗管理について、毎年度点検評価を行うとありますが、具体的な施策の優先順位や実施時期が不明なままなのに、どう「評価」するのでしょうか？</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用することを想定しています。これは、本計画で設定した重点施策や基本施策に関する施策を含め、毎年度当初に具体的な目標を定め、1年間実施し、翌年度にその目標に対する点検及び評価を行うものです。これにより本計画全体の推進につなげてまいります。</p>